便利な暮らしに マイナンバーカード！

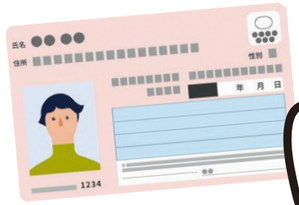

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

平成28年1月から交付が始まったマイナンバーカードは、全国での保有率が77.1％（令和6年12月末時点）となり、4人に3人がカードを取得しています。しかし「取得しただけ」で自宅で保管したままにしている人もいるのではないでしょうか。

マイナンバーカードは、オンライン化が進む行政手続きやサービスを、安全かつスムーズに進めるために役立ちます。これからの生活をより便利にするために、マイナンバーカードでできる手続きを紹介します。

《市民課、保険医療課、税務課》

便利1 本人確認書類になる！

マイナンバーカードは所有者の顔写真のほか、住所、氏名、生年月日が記載されており、本人確認と個人番号の確認が必要な場合でも1枚で手続きができます。

便利2 証明書がコンビニで取得できる！

住民票などの証明書をマルチコピー機のある全国のコンビニで取得できます（手数料が必要）。

【取得できる証明書】

- □ 住民票の写し
- □ 住民票記載事項証明書
- □ 印鑑登録証明書
- □ 所得・課税証明書
- □ 戸籍謄・抄本
- □ 戸籍の附票

便利3 行政手続きがオンラインでできる！

マイナポータルを通じて転出届の提出や保育所の入所申請ができるなど、行政手続きのオンライン化が進んでいます。

便利4 健康保険証として使用するメリット！

ポイント1 より良い医療を受けることができる

過去の診療情報を、医師や薬剤師へスムーズに共有でき、より良い医療を受けられます（本人の同意が必要です）。

ポイント2 限度額適用認定証の申請手続きが不要になる

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

ポイント3 e-Tax(電子申告)を利用した医療費控除の申告が簡単になる！

e-Tax（電子申告）とマイナポータルが連携することで申告書が自動入力になり、医療費などの控除明細の書面での保管が不要になります。

マイナ保険証の使用方法

① 医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
② 顔認証か暗証番号（数字4桁）を入力
③ 過去の診察などの情報を提供することの可否を選択する
④ 受け付け完了

マイナンバーカード、電子証明書の有効期限切れていませんか？

期限を過ぎると市役所の窓口で更新の手続きが必要です。

マイナンバーカード	発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで
電子証明書	発行日から5回目の誕生日まで

※有効期限の3カ月前にマイナンバーカード、電子証明書有効期限通知書が郵送されます

2月17日(月)から

税の申告受け付けが始まります

◆市役所での申告受け付け

◎市・府民税…2月17日(月)～3月17日(月)（土・日曜日、祝日は除く）に受け付け。
※西支所は2月21日(金)まで

◆市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告書を提出した人には、2月12日(水)ごろに申告書を送付します。届かない人や新たに申告が必要な人は、税務課（☎66・1026）へ連絡を。

◆公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、その他の所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です（還付を受ける場合などは確定申告が必要）。

ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると、市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないよう注意してください。

◎市・府民税が減額になる人…市・府民税が課税され、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除（納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など）、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更がある人
※所得・控除の状況によっては、控除を申告されても税額が変わらない場合があります

◆市・府民税申告書への個人番号（マイナンバー）の記載

市・府民税の申告には申告者と被扶養者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書を提出する際は、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示か写しの添付が必要です。

※赤れんがパークでの所得税の申告受け付けはありませんのでご注意ください

※1…市・府民税の申告は「郵送」での提出にご協力ください。また、スマホから市役所本庁での申告相談の事前予約ができます。希望者は右コードから申し込みを（定員あり）。詳しくは、税務課（☎66・1026）へ
※2…舞鶴税務署の申告受け付けは予約優先。LINEで事前予約ができます。右コードからアクセス可

申告相談・受け付けの日程

税区分		市・府民税※1		所得税 消費税	土地等譲渡 所得・贈与税
受付会場		市役所本庁（1階ロビー）	市役所西支所	舞鶴税務署※2	
受付時間		9時～12時、13時～16時		9時～16時	
2月	17日(月)	●	●	●	●
	18日(火)	●	●	●	●
	19日(水)	●	●	●	
	20日(木)	●	●	●	●
	21日(金)	●	●	●	
	25日(火)	●		●	●
	26日(水)	●		●	
	27日(木)	●		●	●
	28日(金)	●		●	
3月	3日(月)	●		●	●
	4日(火)	●		●	
	5日(水)	●		●	
	6日(木)	●		●	●
	7日(金)	●		●	
	10日(月)	●		●	●
	11日(火)	●		●	●
	12日(水)	●		●	
	13日(木)	●		●	●
	14日(金)	●		●	
	17日(月)	●		●	●

▲申告の相談・受け付けは●印の付いている日に実施

確定申告は e-Tax（電子申告）で！

所得税・消費税の確定申告は、自宅からのスマホ・パソコンでの電子申告を推奨しています。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（右コードからアクセス可）を利用し、申告書を作成できます。

詳しくは、確定申告コールセンター（☎75・0801、音声案内「0」）へ

【有料広告】
●正しい不動産の取引 ●宅地・建物・賃貸借問題など
不動産無料相談
北部不動産無料相談所
綾部市駅前通23（京都銀行様西となり）JR綾部駅前から徒歩2分
相談日：毎月第1・第3金曜日（※祝日及び休業日を除く） 相談時間：午後1時～3時30分
☎0773-40-2535（予約制）
公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部